

# 平成 30 年第 15 回議会運営委員会

【日時】平成 30 年 12 月 18 日(火)午前 9 時

【場所】第 1 委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 閉会日追加議案について

- ア 執行機関側提出議案 4 件
- イ 議会議案 6 件

資料 No. 1

### (2) 追加議案の取り扱い等について

資料 No. 2

### (3) 閉会日の日程について

資料 No. 3

### (4) 飯田市議会における反問権に関する取り扱いの申合せについて

資料 No. 4

## 議会の自律的な運営事項

### (5) 会期の呼称について

資料 No. 5

### (6) 定例会の反省について

### (7) 議長記者会見について

ア 日時：平成 30 年 12 月 20 日(木) 午前 10 時

イ 会場：第 2 委員会室

ウ 項目：第 4 回定例会の振り返りについて  
いいだ市議会だよりのリニューアルについて ほか

## 4 その他

## 5 閉会



平成30年飯田市議会第4回定例会まとめ（12月18日提出分）

総括

報告案件	0件
人事案件	0件
条例案件	0件
一般案件	4件
予算案件	0件

---

計 4件

案件の概要

---

議案第146号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（飯田市上村若者センター等）

【株式会社上村振興公社に対する飯田市上村若者センター等9施設の指定管理者の指定の期間を、平成32年3月31日までから平成30年12月18日までに短縮したいとするもの。】

議案第147号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）

【株式会社大空企画を飯田市上村若者センター等8施設の指定管理者として、平成30年12月19日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】

議案第148号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）

【株式会社上村振興公社に対する飯田市上村山村文化資源保存伝習施設の指定管理者の指定の期間を、平成32年3月31日までから平成30年12月18日までに短縮したいとするもの。】

議案第149号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）

【株式会社大空企画を飯田市上村山村文化資源保存伝習施設の指定管理者として、平成30年12月19日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】

---

**平成30年飯田市議会第4回定例会  
議会議案一覧表**

12月18日上程分

<b>◎ 議会議案 (6件)</b>	
議会議案第4号	飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議会議案第5号	小中学校の空調設備設置に伴う財源確保を求める意見書の提出について
議会議案第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
議会議案第7号	国の責任による35人学級の推進、複式学級の学級定員の引き下げ及び教育予算の増額を求める意見書の提出について
議会議案第8号	複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について
議会議案第9号	へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について

平成30年飯田市議会第4回定例会  
付託議案一覧表

12月18日上程分

【一括付託分】

◎ 社会文教委員会付託議案 (2件)	
議案第148号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）
議案第149号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）

◎ 産業建設委員会付託議案 (2件)	
議案第146号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（飯田市上村若者センター等）
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）

## 平成30年飯田市議会第4回定例会

### 議事日程（第5号）

月	日	曜日	日 程
12	18	火	<p>午前10時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リニア推進特別委員会</li> <li>(2) 社会文教委員会（請願4件、陳情1件）</li> </ul> <p>日程第4 議案審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務委員会付託議案（7件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第116号から議案第118号まで、議案第126号、議案第127号、議案第135号及び議案第142号</li> <li>委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul> </li> <li>(2) 社会文教委員会付託議案（17件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第119号から議案第121号まで、議案第124号、議案第125号、議案第128号から議案第133号まで、議案第138号から議案第141号まで、議案第144号及び議案第145号</li> <li>委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul> </li> <li>(3) 産業建設委員会付託議案（3件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第122号、議案第123号及び議案第134号</li> <li>委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul> </li> <li>(4) 各常任委員会付託議案（2件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第137号及び議案第143号</li> <li>委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul> </li> <li>(5) 追加議案           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 委員会付託議案（4件）               <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第146号から議案第149号まで</li> <li>説明、質疑、委員会付託</li> <li>産業建設委員会 第一委員会室</li> <li>社会文教委員会 第一委員会室</li> <li>委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul> </li> <li>イ 議会議案（6件）               <ul style="list-style-type: none"> <li>議会議案第4号から議会議案第9号まで</li> <li>説明、質疑、討論及び採決</li> </ul> </li> </ul> </li> <p>日程第5 議員派遣</p> <p>閉会</p> </ul>

飯田市議会における反問権に関する取り扱いの申合せについて

飯田市議会における反問権に関する取り扱いについて、下記のとおり申し合わせる。

平成30年12月18日

議会運営委員会 委員長 村松 まり子

記

- 第1 飯田市議会における反問権に関し、飯田市議会における反問権の実施要綱を定め、平成31年2月19日から施行する。
- 第2 飯田市議会における反問権の実施要綱第5条に規定されている運用指針を定め、平成31年2月19日から施行する。

## 飯田市議会における反問権の実施要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び協議の場（以下「本会議等」という。）における反問権の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 反問 本会議等での議員の質疑又は質問に対し答弁を的確に行うため、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者が議員に質問することをいう。
- (2) 反問権 反問を行うことができるることをいう。
- (3) 答弁者 本会議等で議員の質疑又は質問に対して答弁を行う者をいう。

### （反問権の行使）

第3条 答弁者は、本会議等において議長又は委員長の許可を得て、反問権を行使することができる。

- 2 反問権を行使することができる答弁者は、市長その他反問の対象となる質疑又は質問に関する事務を所管する者とする。
- 3 答弁者は、反問権の行使の開始と終了を明確にしなければならない。
- 4 議長は、持ち時間制による質問において答弁者が反問権を行使した場合にあっては、反問及び反問への回答に係る時間は質問の持ち時間に含めず、議事進行に支障がない範囲内において別に必要な時間を確保するものとする。
- 5 議案の質疑において、反問権の行使に伴う答弁者の発言及び議員の回答は、質疑の回数に含めないものとする。
- 6 議長又は委員長は、反問の内容が反問権の行使の趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

### （議員の責務）

第4条 議員は、答弁者の反問に対して回答するものとする。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

## 附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行する。

## 反問権の運用指針（案）

### 1 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順を次のとおりとする。

- (1) 反問権を行使しようとする答弁者は、挙手をし、議長又は委員長から指名を受ける。
- (2) 指名を受けた後、反問権の行使により質疑又は質問の趣旨を明確にしたい旨を議長又は委員長に告げ、許可を申し出る。
- (3) 議長又は委員長は、反問権の行使の許可を宣告する。議長は、持ち時間制による質問において答弁者の反問権の行使を許可した場合、事務局に対して残時間の停止を指示する。
- (4) 反問権の行使の許可を得た後、答弁者は議員に反問する。
- (5) 議員は、反問に対する回答をする。
- (6) 議長又は委員長は、必要に応じて反問を行った答弁者に反問の終了を確認する。
- (7) 議長又は委員長は、反問及び反問に対する回答が終わったと判断したら、反問権の行使を終了し議事（質疑・質問）の再開を宣告する。議長は、持ち時間制による質問においては、事務局に対して残時間の停止の解除を指示する。

### 2 反問及び反問への回答を行う場所について

- (1) 答弁者は、次に掲げる場所において反問するものとする。

ア 市長 本会議場においては執行機関側中央の舞台。それ以外においては自席。  
イ 市長以外の者 自席

- (2) 議員は、次に掲げる場所において回答するものとする。

ア 代表質問及び一般質問 質問席  
イ 上記以外 自席

### 3 その他

反問権の定義及び議会での反問権付与の検討経過について、議会側と執行機関側で確認をした事項は次のとおり。

#### 【確認事項】

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する。

#### （議会での反問権付与の理由）

- (1) 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、より的確な議論が行われることが期待される。
- (2) 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたも

のであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。

(3) 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

## 反問の具体的な運用例 [本会議 一般質問]

議員（質問席）：[質問]

市長（自席）：議長。（市長挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：ただいまの□□議員の質問（質疑）について、質問の趣旨を明確にしたいため、反問権の行使を許可願います。

議長（議長席）：ただいまの反問権の行使の要求については、これを許可します。  
事務局は、これより残時間を停止してください。  
市長。（指名）

市長（演台）：□□議員の△△についての根拠をお示しください。

議長（議長席）：□□議員。（指名）

議員（質問席）：ただいまの市長からの反問について、お答えします。  
△△については、××ということです。

議長（議長席）：反問に対する回答がなされましたか、これでよろしいですか。

市長（自席）：（挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：これで反問を終了いたします。

議長（議長席）：以上で反問権の行使を終了いたします。  
これより、一般質問を再開いたします。  
事務局は残時間の停止を解除してください。  
市長。（指名）



## 会期等の呼称について

### 1 条例等の規定

○飯田市議会定例会の回数を定める条例（昭和39年12月25日条例第42号）

飯田市議会定例会の回数は毎年4回とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○飯田市議会先例集 ※抜粋

#### 第1章 総則

##### 第1節 会期等の呼称

(1) 市議会の会期等の呼称は、「(元号)○年飯田市議会第〇回定例会（又は臨時会）」とする。

(注)昭和40年までは「昭和○年度飯田市議会○月定例会（又は臨時会）」と称した。

(2) 定例会及び臨時会の回数は、それぞれ別に数える。

#### 第2節 議会の招集及び召集 略

#### 第3節 定例会及び臨時会

(1) 定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に召集するのを例とする。

### 2 課題等

平成31年5月1日に改元が予定されている。現状の飯田市議会の会期等の呼称に関する規定では、年度途中で元号が替わった場合に、改元以降の呼称には若干疑義が残る。

□現状は、その年の最初に召集された会議を第1回とし、以降順番に番号を付しているが、先例にその旨の規定がないため、年の途中で元号が替わった場合に、以後最初に召集される会議をあらためて第1回とするのか、引き続き第〇回とするか明確になっていない。この際、どのような呼称とするかを確認し、あらためて先例に加えることが望ましいと考える。

### 3 対応

先例集 第1章 総則、第1節 会期等の呼称に以下を追加する。※例文

(3) 定例会及び臨時会の回数は、年の最初に召集された会議を第1回とし、順次回数を追って数える。（年の途中で元号が替わった場合は、最初に召集された会議をあらためて第1回とし、順次回数を追って数える。）

